

春監公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年度財務監査（定期監査）の結果（令和6年10月3日付け春監公表第14号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和6年12月19日

春日市監査委員 松尾英二
同 原克巳

令和6年度財務監査（定期監査）措置状況報告【市民部】

1 市民課（受付戸籍担当）

監査の結果	措置の内容
令和6年2月29日に12,600円（63円はがき200枚分）の資金前渡を受けて購入したはがきについて、郵便切手等受払簿に記載がない。	記載漏れが生じないように、毎月確認をしている。